

那須塩原市指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意の基本方針

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課

(目的)

第1条 この規定は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所の指定に係る同意に関し、必要な条件を定め、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項又は法第8条の2第14項に規定する指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (2) 指定 法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項本文の規定による指定をいう。
- (3) 市長 那須塩原市長をいう。
- (4) 那須塩原市所在対象事業所 那須塩原市が行う介護保険の被保険者にサービスを提供する事業所であって、市長若しくは法第78条の2第4項第4号又は法第115条の12第2項第4号に規定する同意を行う市町村長の指定を受ける又は受けようとする事業所をいう。
- (5) 他市町村所在対象事業所 他市町村が行う介護保険の被保険者にサービスを提供する事業所であって、市長の指定を受ける又は受けようとする事業所をいう。
- (6) 他市町村被保険者 他市町村が行う介護保険の被保険者をいう。

(協議)

第3条 那須塩原市所在対象事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域密着型(介護予防)サービス事前協議書(様式第1号)により市長に協議しなければならない。

- (1) 他市町村被保険者にサービスを提供しようとするとき。

- (2) 住所地特例対象者にサービス（（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）を提供しようとするとき。
 - (3) 既にサービスを利用している他市町村被保険者が、何らかの事情で他市町村に住所地を変更しようとするとき。
 - (4) 他市町村から那須塩原市に転入して3箇月以内の者にサービス（（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）を提供しようとするとき。ただし、転入した住所地において生活の実態が認められない場合は、協議の対象要件を満たさないものとする。
2. 那須塩原市所在対象事業所は、那須塩原市の被保険者に他市町村のサービスを提供しようとするときは、地域密着型（介護予防）サービス事前協議書（様式第1号）により市長に協議しなければならない。
 3. 前2項の協議により、やむを得ない事情があると市長が判断した場合は、那須塩原市又は他市町村の被保険者は、対象事業所に他市町村地域密着型（介護予防）サービス希望理由書（様式第2号）を提出しなければならない。
 4. 前項に規定する書類の提出があった場合、対象事業所は地域密着型（介護予防）サービス利用に係る意見書（様式第3号）と併せて市長へ提出しなければならない。

（他市町村が市内の地域密着型サービスを指定する際の同意条件）

第4条 市長は、次の各号に定める条件のいずれにも該当する場合、市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。

- (1) 他市町村被保険者が住所を有する市町村にその者を介護する親族等がない又は利用前の生活圏の中心が本市であったこと。
- (2) 本市に他市町村被保険者を介護する親族等が従来から居住していること。
- (3) 他市町村被保険者が住所を有する市町村に利用できる事業所がないこと。
- (4) 対象事業所において、定員を満たしていないものであって、且つ、定員の2割以上の余裕があること。

- (5) 対象事業所において、他市町村被保険者の数が定員の2割をこえないこと。(定員に満たない時は利用(登録)人数の2割をこえないこととする。)

(他市町村所在対象事業所を指定する際の条件)

第5条 市長は、次の各号に定める条件のいずれにも該当する場合、地域密着型サービス事業所の指定を行うものとする。

- (1) 指定を受けようとする事業所に空きがあり、受入れ可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所が所在する市町村長から、法第78条の2第4項第4号又は法第115条の12第2項第4号に規定する同意が得られること。

(附 則)

この基本方針は、平成25年1月1日から適用する。

この基本方針は、令和4年4月1日付け一部改正する。